

◇教育委員会所管の学校の臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

- 1 臨時的任用職員が自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合における特別休暇を新設することにしました。
- 2 この規則は、令和6年6月1日から施行することにしました。

(教育委員会事務局教務部教職員給与・厚生担当)